

「ひとり親家庭等医療」とは

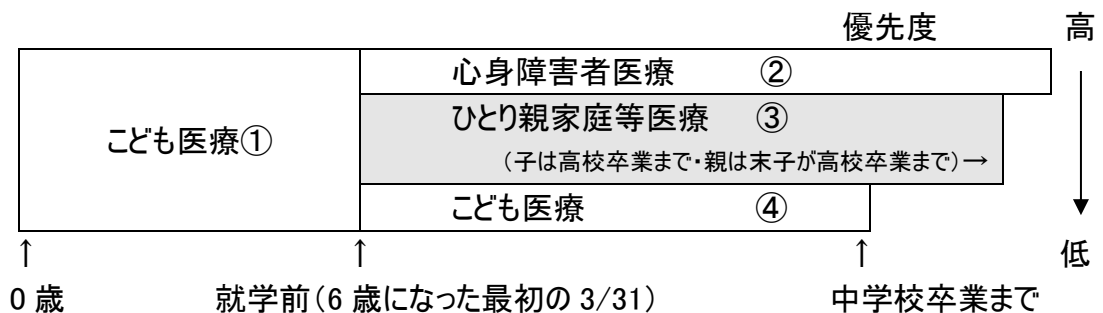


ひとり親家庭等医療の資格は、児童が18歳に達した最初の3月31日までです。末子が年齢到達して資格喪失すると、養育者の医療の資格も喪失します。医療証の有効期限の確認をお願いします。

ひとり親家庭等医療証は1年更新です。更新月は8月です。

☆このような時は届出が必要です☆

- ◇ 転出・再婚(事実婚を含む)・児童を養育しなくなったなど、ひとり親家庭等医療の資格を喪失したとき
- ◇ 氏名・住所・加入保険に変更があったとき。
- ◇ 児童が満6歳に達した日以後の最初の3月31日を過ぎ、「こども医療」から「ひとり親家庭等医療」へと変わるとき。(自動的に切り替わりません。)



★助成対象ではなく、自己負担になるものがあります。ご注意ください。



- ・「予防注射」「文書料」「薬の容器代」等の「保険外診療分」
- ・「入院時などの高額療養費」や「入院時食事代、着替え代」など
- ・200床以上の病院において、他の医療機関等からの紹介状なしに初診で受診した場合の「特定療養費」や「時間外選定療養費」
- ・「第三者の行為による事故の治療(交通事故等)」
- ・組合保険、共済組合などから支給される「家族療養附加給付金」
- ・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校で怪我をした場合の「日本スポーツ振興センター分」 など



保険証・医療証の提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。医療機関では必ず保険証と医療証を提示ください。

☪ 病院にかかったら ☪

①香川県内の医療機関・調剤薬局 や 丸亀市内の接骨院等 の場合

窓口での保険診療にかかる自己負担はありません。



医療機関で受診

- ・窓口で健康保険証と「ひとり親家庭等医療証」を提示して受診してください
- ・保険証・医療証の提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。
- ・もし、自己負担が発生した場合は、**下記②**の方法で申請してください。

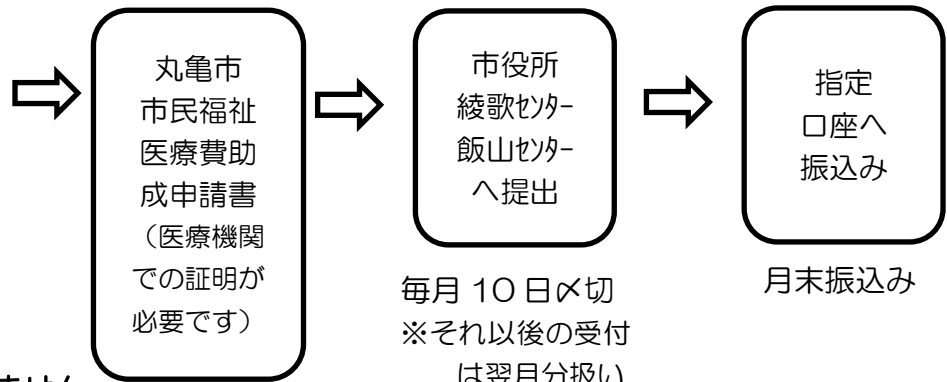
②丸亀市外の接骨院等 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診

※領収書では受付できません。



③香川県外の医療機関・調剤薬局 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診

